

REPORT

最新情報：米国特許庁による
「非常に小さな事業体」に対する割引適用の未実施

2011年9月29日

9月9日付けおよび9月14日付けスペシャルレポートに記載のように、米国発明法(AIA)の規定では、大企業と比べて、「非常に小さな事業体(micro entity)」には、75%の料金割引の適用があります。前回のスペシャルレポートが発行されてから、特許庁は、いつ非常に小さな事業体の料金割引が適用となるかについて明確にしました。

現在、特許庁は、非常に小さな事業体に対する料金割引を適用していません。特に、同庁は、AIAのセクション10において料金設定権限に基づく新規料金設定後まで、非常に小さな事業体に対する料金割引を適用しないとしています。同庁が、新規料金を設定する際、この新規料金には、特許出願および特許においての提出、調査、審査、発行、審判、および維持のための非常に小さな事業体に対する料金が含まれます。

9月14日付けのスペシャルレポートに記載のように、特許庁は、料金変更発効の約9.5ヶ月前に料金変更案を発行するように思われます。従って、非常に小さな事業体に対する割引料金が、まもなく適用されるようには思われません。この件について次の通知が出るまで、非常に小さな事業体に対する割引料金

の対象になるように思われる出願人に対して、現行どおりに、それぞれの小企業もしくは大企業の料金を納付することをお勧めします。

* * * * *

*Oliff & Berridge, PLC*は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図するものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、*Oliff & Berridge, PLC*の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、email@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイトwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます。